

令和5年度第2回厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議次第

日時 令和6年1月29日(月)
午前10時から

場所 あつぎ市民交流プラザ 6階602

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 今後のスケジュールについて.....資料1

(2) 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書(案)について
.....資料2、参考1-7

4 そ の 他

5 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	役職	氏名	よみがな	選出区分
1	委員長	前場 政行	ぜんば まさゆき	有識者
2	職務代理	南波 正志	なんば まさし	市民公募
3	委員	潮田 春男	うしおだ はるお	有識者
4	委員	曾我 晶子	そが あきこ	有識者
5	委員	渡邊 妙子	わたなべ たえこ	市民公募

※任期：令和5年7月27日～令和7年7月26日

厚木市セーフコミュニティ推進委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。

(3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については傍聴者に配布するものとし、その他の資料については委員長があらかじめ認めた場合に限り、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。

(2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、セーフコミュニティ推進主管課が行う。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

セーフコミュニティ活動に係る今後のスケジュール

(2024年1月29日現在)

	2024年										2025年		
	令和6年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
厚木市 SC関連				SC 推進協議会(第1回)	SC 推進委員会(第1回)				年間 活動報告書提出		SC 推進委員会(第2回)		SC 推進委員会(第3回)
対策委員 会等関連	2 市内中小企業向け安全衛生研修会	9 職場(労働)の安全対策委員会			22 職場(労働)の安全対策委員会				21 職場(労働)の安全対策委員会			15 職場(労働)の安全対策委員会	
他自治体 国際会議				30-31 韓国SC視察	1-2 さいたま市SC事前指導				十和田市SC現地審査				十和田市SC認証式典

※SC・・・セーフコミュニティ

令和5年度

厚木市セーフコミュニティ推進条例

運用状況点検報告書（案）

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

もくじ

1 令和5年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について	1
2 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検結果	
(1) 点検項目1 第4条(市民の役割) 関連	2
(2) 点検項目2 第5条(市の責務) 関連	7
(3) 点検項目3 第6条(基本計画) 関連	14
(4) 点検項目4 第7条(推進体制) 関連	21
(5) 点検項目5 第10条(情報の提供) 関連	22
3 関連資料	
(1) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績	26
(2) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿	26
(3) 厚木市セーフコミュニティ推進条例	27
(5) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則	30

令和6年 月 日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

委員長 前 場 政 行

職務代理 南 波 正 志

委 員 潮 田 春 男

委 員 曾 我 晶 子

委 員 渡 邊 妙 子

令和5年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について

厚木市は、平成20年からセーフコミュニティの取組を始め、活動の推進を行っています。平成24年には、日本で初となるセーフコミュニティに特化した条例が制定され、令和3年には3回目の認証を取得しています。セーフコミュニティの理念の下、本条例に基づき、市民と行政等との連携・協働によるセーフコミュニティ活動の継続性が確保されています。

今年度、市民に対して実施した「安全・健康・コミュニティに関する調査」では、居住地域が安心・安全だと思う人の割合が67.6%となり、平成20年度と比較すると19.6ポイント増加しました。セーフコミュニティ活動の普及に伴い、市民が安心・安全に生活することができています。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会では、本条例第8条の規定に基づく条例の運用状況について点検を行った結果、別紙のとおり「令和5年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書」として取りまとめましたので報告します。

厚木市セーフコミュニティ推進条例点検結果

【市民の役割】

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

【運用状況】

- ① 「見せる警戒」としてセーフティベスト着用運動を推進しています。防犯パトロールや登下校時の愛の目運動活動時などに、ベストを着用することで、周囲に警戒中であることを容易にアピールすることができ、犯罪の予防及び体感治安の向上を図ることで安心安全なまちづくりを行っています。
- ② 防犯啓発活動の次世代を担う高校生・大学生が、次世代防犯ボランティア活動として、少年少女フェスティバルに参加しました。子どもたちへの防犯啓発活動により、社会貢献への芽生えや防犯意識の高揚を図っています。
- ③ 都心南部直下地震をはじめとする大規模な災害に備えるため、総合防災訓練を実施しました。市民が防災訓練に取り組むことで、一人一人が災害への意識と対応力を高めています。自治会等が自主防災隊として防災訓練を継続的に行うことで、地域社会の信頼関係及び強化につなげています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調	<input type="checkbox"/> 概ね順調	<input type="checkbox"/> 不十分	<input type="checkbox"/> その他
--------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------------

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 セーフティベスト着用運動

本厚木駅周辺環境浄化パトロールでは、自治会や商店会をはじめとした様々な団体がセーフティベストを着用して、夜間に本厚木駅周辺のパトロールを実施しています。



パトロールの様子

本厚木駅周辺環境浄化パトロール参加団体

No.	団体名称
1	厚木北地区 西仲自治会
2	厚木北地区 大手西自治会
3	厚木北地区 大手南自治会
4	厚木北地区 仲町北自治会
5	厚木南地区 泉町自治会
6	厚木南地区 旭町1丁目自治会
7	厚木なかちょう大通り商店街振興組合
8	あつぎ商和会
9	厚木みなみ商工クラブ
10	厚木一番街商店街振興組合
11	厚木市ビル経営者協議会
12	小田急電鉄(株)本厚木駅
13	小田急本厚木ミロード
14	全日本不動産協会神奈川県本部県央支部
15	神奈川県宅地建物取引業協会県央支部
16	厚木北地区文化振興会
17	厚木警察署

実施日と参加者人数

No.	実施日	内容	参加者人数（自治会等人数）
1	4月20日	本厚木駅周辺のパトロール	21人
2	5月18日	本厚木駅周辺のパトロール	21人
3	7月7日	夏季特別パトロール	21人
4	7月20日	本厚木駅周辺のパトロール	21人
5	8月18日	本厚木駅周辺のパトロール	3人
6	10月19日	本厚木駅周辺のパトロール	17人
7	11月16日	本厚木駅周辺のパトロール	18人
8	12月15日	年末特別合同パトロール	20人
9	1月18日	本厚木駅周辺のパトロール	17人

実施回数：9回

参加者人数：累計 159人（令和6年1月18日時点）

2 次世代防犯ボランティアによる防犯啓発活動

防犯ボランティア活動の次世代を担う高校生や大学生が、少年少女フェスティバルに参加し、防犯啓発活動を行いました。防犯に関する紙芝居の読み聞かせや、こども警察手帳等の作成指導を通して、社会貢献への芽生えや防犯啓発活動の大切さを学びました。



少年少女フェスティバルで防犯啓発活動を行う高校生、大学生

防犯ボランティアとして参加した団体と人数

No.	参加校（市内）	人数
1	神奈川工科大学	8人
2	東京工芸大学	6人
3	湘北短期大学	2人
4	東京農業大学	2人
5	厚木中央高等学校	11人
No.	参加校（市外）	人数
1	日本大学	1人
2	東海大学	2人
合計		32人

出典：暮らし安全係報告

3 総合防災訓練を実施

都心南部直下地震をはじめとする大規模な災害に備えるため、総合防災訓練を実施しています。市民 11,294 人が避難所開設や防災資機材の取り扱い、初期消火などの訓練に取り組みました。自治会等が自主防災隊として防災訓練を行うことで、一人一人の災害への意識と対応力を高めています。感染症の影響で縮小していた規模を3年ぶりに通常に戻して開催しました。



防災訓練当日の様子

令和5年度防災訓練実施実績（地区ごと）

地区	参加自主防災隊数	参加者人数
厚木北	10	369 人
厚木南	12	582 人
依知北	12	852 人
依知南	8	643 人
睦合北	6	453 人
睦合南	12	1,243 人
睦合西	7	346 人
荻野	29	1,681 人
小鮎	26	1,453 人
南毛利	35	1,430 人
南毛利南	11	762 人
玉川	15	280 人
森の里	5	176 人
相川	15	697 人
緑ヶ丘	7	327 人
合計	210	11,294 人

【市の責務】

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

【運用状況】

① 犯罪の起こりにくい環境づくりを推進するため、「安心・安全セーフコミュニティ推進地区」を指定しています。市では、この推進地区に対して、補助金の交付やセーフティベスト、パトロール用の帽子、指定地区プレートの配布等の活動に必要な支援を行っています。

② 「事故やけがは予防できる」というセーフコミュニティの理念のもと、安心安全な活動を行っている地域を支援するため、セーフコミュニティ総合指導員、消防職員、市保健師を派遣し、研修会を開催しています。

③ 事故やけがを予防するため、市民や市民の安心・安全に関わる方に対し、専門家による研修や講習を開催し、市民が安心・安全な取組を実践できる環境づくりに努めています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調	<input type="checkbox"/> 概ね順調	<input type="checkbox"/> 不十分	<input type="checkbox"/> その他
--------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------------

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 令和5年度 安心・安全セーフコミュニティ推進地区

(1) 推進指定地区

No.	地区名	地区数	指定名称	指定エリア
1	厚木北	2	弁天地区	寿町1丁目(一部)、寿町2丁目(一部)、元町(一部)、東町(一部)
			東町地区	東町、元町(一部)
2	厚木南	1	厚木南地区	旭町1丁目、泉町
3	依知北	1	山際・下川入地区	新開、山際団地、山ノ根、中平、小平、下川入第1、下川入第2、下川入第3
4	依知南	1	依知南地区	下依知1丁目・2丁目・3丁目
5	睦合北	1	睦合北地区	中三田第一
6	睦合南	1	睦合南地区	妻田北3丁目、三田南1丁目
7	睦合西	1	睦合西地区	及川第二自治会区域
8	荻野	1	荻野地区	鳶尾1丁目、鳶尾2丁目、とびお24街区、鳶尾3丁目、鳶尾3丁目2街区、鳶尾4丁目、鳶尾5丁目
9	小鮎	1	小鮎地区	宮の里中央、宮の里第一住宅、宮の里第二、宮の里東
10	南毛利	1	温水地区	温水第1、温水第2、温水第3
11	南毛利南	1	愛甲石田駅周辺安心・安全セーフコミュニティ推進地区	愛甲宮前、コープ野村、宿愛甲、坊中第二自治会の駅周辺
12	玉川	1	玉川地区	岡津古久、小野、七沢
13	森の里	1	森の里地区	森の里1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目
14	相川	1	相川地区	下津古久
15	緑ヶ丘	1	緑ヶ丘1丁目地区	緑ヶ丘1丁目
合 計		16		

(2) 推進地区での工夫

令和5年度安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式で、代表の2地区から状況の報告を行いました。睦合南地区では青色回転灯搭載車によるパトロール活動団体の発足経緯や活動状況について、厚木北地区からは防犯パトロールの活動状況、研修会等について報告をいただきそれぞれの地区の活動の情報共有が図られました。



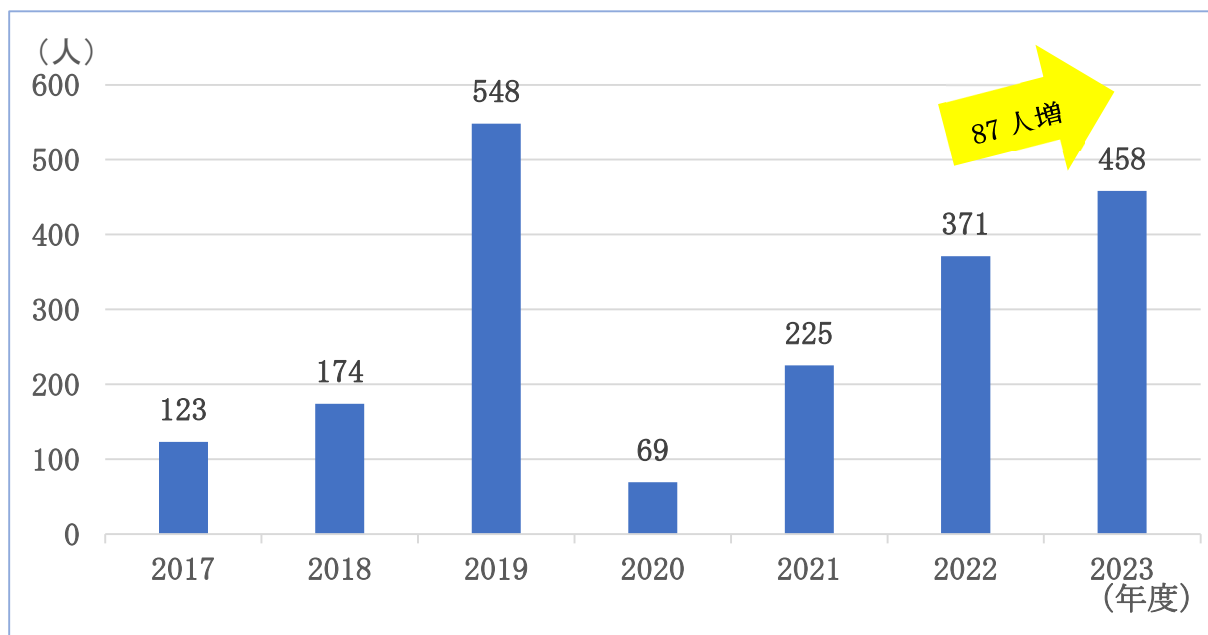
安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式の様子

2 令和5年度セーフコミュニティ安心安全研修会実績

No.	開催日	主催団体	講座内容	参加者数
1	7月20日	小鮎地区避難所運営委員会合同研修会	防災	82人
2	8月30日	荻野地区安心安全なまち会議	防犯	28人
3	9月1日	千頭中下自治会	防犯+漫才	26人
4	9月3日	打越自治会	防災	31人
5	9月3日	猿ヶ島自治会	防犯	27人
6	9月9日	南毛利南安心安全まち会議	防犯+漫才	36人
7	9月10日	泉町自治会	防犯+漫才	23人
8	9月10日	宿愛甲自治会	防災	24人
9	9月16日	宮の里東自治会	防犯+漫才	35人
10	9月20日	緑ヶ丘1丁目自治会	防犯+漫才	12人
11	9月22日	森の里3丁目自治会	防犯+漫才	13人
12	9月23日	愛甲原自治会	防犯+漫才	14人
13	9月25日	弁天自治会	予防救急	16人
14	11月5日	中村自治会	防災	18人
15	11月23日	船子自治会	防犯+漫才	23人
16	11月26日	林連合自治会第1～第4	防犯+漫才	29人
17	1月21日	下川入第一自治会	防犯	21人
18	1月31日予定	中三田第一自治会		
19	2月16日予定	下依知自治会		
合 計				458人

※令和6年1月22日現在

図1 セーフコミュニティ安心安全研修会実績



従来、防犯と防災、ゲートキーパー養成講座のみでしたが、今年度から新たに住宅防火、予防救急の講座メニューに追加し、多面的にセーフコミュニティを学んでいただく機会を拡大しました。住宅防火では、消火器の使い方を実技で行い、市民が実践できる工夫を行っています。

今年度から参加者アンケートの集計結果を自治会にフィードバックすることで、参加者の研修における満足度や次回講座の参考にしていただいています。



防犯漫才「世界事情」



研修会（防災）の様子



研修会（予防救急）の様子

3 こどものけが予防研修会の開催

市立保育所の保育士等を対象に、事故等によるこどものけがを予防するための必要な知識を身に付け、こどもの健やかな育ちを支えることを目的に研修会を行いました。

研修は、理論を学ぶビデオ研修、実地で保育所内の危険箇所の改善を考えるワーク研修の2段階に分かれ、実施されました。

【講師】NPO法人 Safe Kids Japan（セーフキッズジャパン）

令和5年度こどものけが予防研修会開催実績

開催日・開催場所	内容
令和6年1月17日 相川公民館	ビデオ研修 30分間（事前研修） ワーク研修 2時間（実地研修）
令和6年1月26日 玉川公民館	※ワーク研修は、カメラで園内外の危険箇所を撮影し、改善策を検討する。



研修会の様子



危険箇所を探している様子



撮影した危険箇所の改善策を発表する参加者

参加した保育士の感想

グループワークを体験することで、ビデオ研修での学びがより深いものになった。グループワークの方法も分かったのでそのまま現場で活かせるとても良い研修であった。他グループの気づきやアイデアもとても参考になった。今後も継続して同じ研修を実施することで、けが防止への意識が保育士全体で高まっていくと思う。

4 高齢者関連製品安全講演イベントの開催

経済産業省と厚木市が連携し、高齢者の製品安全に関する講演イベント「知って得する製品安全」を開催しました。製品安全に積極的に取り組んでいる「PSアワード」受賞企業が、日常生活で使用する製品に潜むリスク等を紹介し、製品事故の未然防止につなげる工夫と、安全を考慮した製品を使用することの大切さを啓発しました。



講演の様子

【基本計画】

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

【運用状況】

- ① セーフコミュニティの推進に係る方針や重点施策等を決定する機関として「セーフコミュニティ推進協議会」を設置しており、69団体76人の分野横断的な推進体制を組織しています。
- ② 統計データ等の分析から、抽出した課題に応じ、特定の領域に取り組む7つの対策委員会を設置しており、それぞれの領域における外傷リスク対策を検討・実施しています。
- ③ 厚木市の外傷データの分析や検証等を行う組織として「外傷サーベイランス委員会」を設置しており、分析結果等は、セーフコミュニティ推進協議会に報告するとともに、対策委員会等に対し、随時、情報提供を行っています。
- ④ セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会の所属自治体で開催される認証式典や現地審査等に積極的かつ継続的に参加することで、セーフコミュニティ活動や認証に関する情報交換や意見交換等を行い、自治体同士の連携を深めることにより、安心安全なまちづくり推進の活動に努めています。また、日本セーフコミュニティ推進機構が開催する定例会や研修会を通して、他自治体の運用状況について報告し合うことにより、国内セーフコミュニティ推進自治体内での本市の位置付けを確認しています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	---

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 令和5年度厚木市セーフコミュニティ推進協議会実績

開催日	審議方法	主な議題
7月14日	対面	(1) 役員（副会長）の指名について (2) 令和5年度セーフコミュニティ活動スケジュールについて (3) 外傷サーベイランス委員会からの報告
2月5日予定	対面	(1) セーフコミュニティ国際認証をめぐる現況について (2) その他

※令和6年1月16日時点

セーフコミュニティ推進協議会では、外傷サーベイランス委員会から、15年間の活動を通して見えてきたデータ分析の結果について報告を受け、安心・安全のための地域活動を行う委員に本市の課題を共有しました。

2 セーフコミュニティ活動の促進

(1) 対策委員会等座談会の開催

各対策委員会や外傷サーベイランス委員会の正副委員長が、対策委員会等相互の自由な意見交換を目的として、座談会を2回開催しました。対策委員会等の運営にあたる課題等を共有し、セーフコミュニティ活動の促進につなげています。

座談会実績

開催日	案件
8月30日	厚木市セーフコミュニティ対策委員会について
1月15日	



第1回座談会の様子



第2回座談会の様子

(2) 小学校における安全授業

外傷サーベイランス委員会の提案により、学校内における事故を減少させることを目的として、令和3年度よりインターナショナルセーフスクール（以下、ISS）認証校の児童を対象に、安全授業を実施しています。

【目的】 子ども自身が、身の回りの安全・危険を周囲の人と共有しながら学校の課題や強みに気づき、課題解決方法を考え、実行する力を身につけること

【講師】 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 研究員

令和5年度安全授業開催実績

開催日	学校名	内容
11月6日	妻田小学校	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の予測 校内でのけがのしやすい場所の学習
11月7日～ 11月26日	妻田小学校	<ul style="list-style-type: none"> 校内で危険と思われる箇所の撮影 プレゼン資料の作成
11月27日	妻田小学校	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所とその予防策について各班で発表 講師によるフィードバック



危険箇所の予測について学習している様子



危険箇所とその予防策の発表をしている様子

【成果】妻田小学校児童の感想（発表を通して）

感想
1人1人がISSを意識することが大切
危険箇所を自分だけでなく周りにも伝えようと思った。
注意、声がけを行っていききたい。
これからはABC理論を実践していききたい。

(3) 子どもの安全対策委員会の委員追加

子どもの安全対策委員会では、委員にISS認証校の卒業生を加えました。次世代の若者の意見を取り入れることができ、活発な意見交換が行われました。

(4) 危険体感講習会の実施

職場（労働）の安全対策委員会では、市内製造業に従事している方を対象に日産自動車株式会社の協力により危険体感講習会を実施しました。

講座では、労働災害の発生状況や特徴、その防止対策について法令を交えた講義を行い、実習では、日産テクニカルセンター内の安全道場にて危険体感疑似体験機器を使用し、機械へのはさまれ・巻き込まれ、動作の反動、転倒、切削、落下等の体験を通し、業務従事中の危険察知能力や、安全意識の向上を図る体験型の講習会を行うことができました。

【講座講師】 厚木労働基準監督署

【実習講師】 日産自動車株式会社



講義を受けている様子



危険体感疑似体験機器を使用している様子

【工夫】 昨年受講できなかった事業所に申込開始前に周知し、市内の応募事業所全てに参加できるよう調整を行いました。難聴の参加者にも障壁なく研修を受けていただけるよう、手話通訳者の派遣を行い、より多くの方が受講できるよう工夫しました。

(5) 厚木商工会議所運輸倉庫業部会での講演会の開催

職場（労働）の安全対策委員会では、陸運業に関係する労働安全衛生規則の一部改正に伴い、各事業所での対応が必要になったことから、商工会議所運輸倉庫業部会に所属する事業所の代表者に対して、講演を行いました。

本講演は、職場（労働）の安全対策委員会委員に、労働者の安全衛生の専門家と、商工会議所運輸倉庫業部会部会長が所属していたため、委員同士の交流により実現し、事業所の代表者へ直接専門家による法改正の解説及び対応を啓発することができました。

(6) 高齢者のけが予防リーフレットの作成・配布（参考1参照）

高齢者の安全対策委員会では、高齢者の自宅におけるけがを予防するため、「高齢者のための安全のしおり」を作成し、市公共施設に布置したほか、老人クラブ連合会全会員への配布するなど約6,400枚配布をしました。

4 セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会への参加状況

セーフコミュニティを推進している他自治体の現地審査等に参加し、好事例や効果的な施策を取り入れることで、一層のセーフコミュニティ活動の推進につなげています。

開催日	開催内容	自治体名	開催形式
7月31日～ 8月1日	現地審査(※1)	福岡県久留米市	オンライン
8月3日～4日	現地審査	大阪府松原市	オンライン
11月15～17日	事前指導(※2)	青森県十和田市	オンライン
11月16日付	セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会の役員（案）に係る書面会議	構成自治体	書面
12月21日	セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会首長会議	構成自治体	オンライン

※1 現地審査：国際認証を取得するために実施される審査 認証は5年に1度の再認証の手続きが必要

※2 事前指導：現地審査本番前に取組の方向性や内容を海外の審査員に指導してもらうもの

【工夫】セーフコミュニティ推進自治体による現地審査等の活動状況を各対策委員会へ情報共有し、課題や指標の見直しの参考にしています。

5 日本セーフコミュニティ推進機構開催の研修会・定例会への参加状況

研修会・定例会では、各自治体ごとに重点課題や対策委員会、力を入れている取組等について報告しました。相互に意見交換を行うことで、国内における本市セーフコミュニティの位置付けを確認しました。

研修会	開催日	内容
2023年度 セーフコミュニティ 研修会	10月12日 ～13日	①自治体の重点課題と対策委員会 ②自治体の「特徴」 ③この1年間とりわけ力を入れている点 ④現在の「成果」として紹介したい事例 ⑤現在、「困難な点」「障壁だと感じる点」 ⑥他の自治体に聞いてみたいこと
2023年度 セーフコミュニティ 研修会第二部・定例会	1月11日 ～12日	①国際認証について ②制度の変更点と対策 ③審査・認証の振り返り ④世界の動向 ⑤国内認証について ⑥制度の説明と同行 ⑦審査・認証の振り返り ⑧その他 ⑨活動の推進 ⑩資料作成のスキルアップ ⑪SCの進め方 ⑫十和田市・自殺対策に関する振り返りと整理 ⑬年間活動報告書・アセスメントについて ⑭対策委員会合同会議

【推進体制】

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

【運用状況】

第6条参照

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	---

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

【情報提供】

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

【運用状況】

- ① セーフコミュニティをより身近なものとして捉え、事故等の未然防止を図るため、リーフレット、ホームページ、YouTube、ちらし等の様々な媒体を活用し、事故等の発生原因や対策について、情報提供しています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	---

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 YouTube の配信

市民の皆様と協働して「健康で安心・安全なまちづくり」に取り組んでいることから、けがや事故予防の周知を図る目的として、YouTube チャンネルを開設し、30 秒のショート動画を毎週金曜日に配信を行っています。

(1) 登録数再生回数

年度	登録者数	配信回数	再生回数
令和 4 年度	142 人	45 回	21,603 回
令和 5 年度	162 人	9 回	31,139 回

(令和 6 年 1 月 19 日現在)



【工夫】時節に合わせて、発生しやすいけがや事故をテーマに配信しました。

(2) YouTube 配信の広報

ア 厚木市公式インスタグラムのストーリー掲載

YouTube 配信に伴い、厚木市公式インスタグラム「atsugi_city」のストーリーに掲載し、より多くの市民に YouTube の配信を周知しました。

【掲載日】令和 5 年 11 月 24 日(金)

【厚木市公式インスタグラム登録者数】 6,492 人

(令和 6 年 1 月 16 日時点)

イ YouTube 周知のためのカードの配布 (参考 2 参照)

自殺防止キャンペーンの啓発物品に封入するなど、イベント等の機会にカード 2,200 枚配布しました。



2 ちらし・リーフレットの作成・配布

ちらしやリーフレットを作成し、市民一人ひとりができるセーフコミュニティ活動について、様々な媒体を利用し、周知を行っています。ホームページにおける公開や厚木公式LINE、自治会への回覧等を行っています。

(1) ちらし「セーフコミュニティあつぎ」の発行（参考3、4参照）

【発行回数】 2回

ア 厚木市公式LINEによる配信

【配信回数】 1回

【厚木市LINE登録者数】 22,276人 ※令和6年1月16日時点

イ 自治会に回覧

【配布数】 約9000部

ウ 玉川公民館において地域の高齢者に戸別訪問配布

【内容】 高齢者に多い『溺死・溺水』の事故予防チラシの配布し啓発を行いました。

【配布数】 約600部

エ 地域安心安全研修会において配布

【配布数】 458枚

(2) 乳幼児の外傷予防リーフレット

【工夫】 健康づくり課や子育て支援センターで行っている、こんにちは赤ちゃん訪問などの際に配布しました。

【配布数】 市内小児科、担当課 約1,240部

(3) セーフコミュニティリーフレット（参考5参照）

【工夫】 市公共施設への布置に加え、厚木商工会議所新入社員研修会やPTA連絡協議会総会等の機会を捉え、配布しました。

【配布数】 3,470部

(4) 防犯月別テーマ（参考6参照）

時節に合わせた防犯に関する啓発ちらしを作成し、地域安心安全研修会等で配布したほか、各公民館にも掲示し、市民の防犯意識の向上を図っています。

3 セーフコミュニティコーナーの設置

(1) 厚木市立中央図書館 2階 大人の本のフロア

(令和5年8月1日から9月1日の約1か月間設置)

セーフコミュニティ暮らし安全課と厚木市立中央図書館との連携展示で、2階大人の本のフロアにて、交通安全、防犯、子どもの安全、防災対策、事故予防などに関する本と共に、セーフコミュニティの啓発を行いました。



図書館展示の様子

また、今後のセーフコミュニティ活動に市民の皆様の意見を取り入れるため、意見箱を設置しました。

【意見箱：意見回収数】 2件

4 新聞・地域情報誌への掲載

(1) 合同入社式・新入社員研修会の記事掲載

厚木商工会議所で4月4日に行われた「合同入社式・新入社員研修会」にて、職場(労働)の安全対策委員会の取組である市内中小企業向け安全衛生研修会の様子が紹介されました。

【掲載媒体】「タウンニュース」厚木・愛川・清川版

【掲載号】令和5年4月7日

(2) 安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式の記事掲載

令和5年8月3日開催の「安心・安全セーフコミュニティ推進地区」の指定式について紹介されました。

【掲載媒体】「タウンニュース」厚木・愛川・清川版

【掲載日】令和5年8月11日

5 広報あつぎ記事掲載 (参考7参照)

令和5年9月3日実施予定の総合防災訓練について掲載されました。

【掲載号】令和5年9月1日号

令和5年度厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績

日時	場所	案件
7月27日(木) 10:00~11:00	本庁舎3階 特別会議室	①委員長及び職務代理の選出について ②厚木市セーフコミュニティ推進委員会の役割について ③セーフコミュニティ活動に係る今後のスケジュールについて
1月29日(月) 10:00~	アミューあ つぎ あつ ぎ市民交流 プラザ 6階602	①今後のスケジュールについて ②厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況 点検報告書(案)について
3月13日(水) 10:00~	本庁舎3階 特別会議室 (予定)	未定

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿(敬称略・順不同)

委員任期：令和5年7月27日から令和7年7月26日まで

No.	役職	氏名	選出区分
1	委員長	前場 政行	有識者
2	職務代理	南波 正志	市民公募
3	委員	潮田 春男	有識者
4	委員	曾我 晶子	有識者
5	委員	渡邊 妙子	市民公募

○厚木市セーフコミュニティ推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるといふ理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその

結果に基づく取組

(6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

○厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。